

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

代表者

印

## 遅 延 理 由 書

この度、当社（組合）においては、 の変更があったにも関わらず、農薬取締法第8条2項の規定に基づき14日以内に届出なければならない変更届の提出を失念し、遅延いたしました。

今後は、かかる事態のないように留意いたします。

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

代表者

印

## 遅 延 理 由 書

この度、当社（組合）においては、販売所の廃止があつたにも関わらず、農薬取締法第8条2項の規定に基づき14日以内に届出なければならない販売廃止届の提出を失念し、遅延いたしました。

今後は、かかる事態のないように留意いたします。